

平成30年5月14日
北星交通株式会社

車検切れタクシー車両の運行について（お詫びとご報告）

平成30年4月29日（日）に自動車検査証（車検）の有効期間が切れたタクシー車両1両を運行させていたことが判明しました。お客様はじめ関係者の皆さまには、大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省するとともに再発防止に努めて参ります。

なお、本件は、道路運送車両法第58条第1項の規定に反する行為であるため、監督官庁及び関係先に報告しております。

1. 該当車両

- (1) 所属営業所 本社第2営業所
- (2) 車 種 小型タクシー
- (3) 車検満了日 平成30年4月19日（木）

2. 失効した車両に関する運行

- (1) 日 数
平成30年4月20日（金）から平成30年4月29日（土）までのうち、8日間
- (2) 走行距離
累計1,573km

3. 状 況

平成30年4月29日（日）、当社車両整備を委託している整備会社より、当該車両の車検が済んでいない旨の連絡があり、整備管理者が書類などを確認したところ予定日に依頼をし忘れた為車検切れのまま稼働させていた事が判明しました。

4. 再発防止策

整備管理者を1名増員し、車両に関わる管理（車検予定表による車検期間の整備と確認など）体制を二重チェックに改め、合わせて管理方法の見直しとその徹底を図ります。